



こどもっと
KOBE

母子父子寡婦福祉資金

貸付のごあんない

母子父子寡婦福祉資金とは

- ・ひとり親家庭や寡婦の方々の生活の安定と向上、子どものすこやかな成長のためにご利用いただける貸付制度です。
- ・申込みの際は、以下の全てを満たしていることが必要です。

子どもの福祉や世帯の自立につながる事
他の方法で資金を得られないこと
確実に償還される見込みがあること

ご利用にあたっては、これらを審査の上で決定します。



対象となる方

母子福祉資金／父子福祉資金

児童（20歳未満）を扶養する配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）のない女子または男子

寡婦福祉資金

寡婦（かつて配偶者のない女子として児童を扶養していた者）及び40歳以上の配偶者のない女子

※現に子を扶養していない寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子の場合、前年所得が2,036,000円以下である方

「配偶者のない女子」「配偶者のない男子」とは、たとえば以下のような方です。

- * 配偶者と死別した女子または男子であって、現に婚姻をしていないもの
- * 離婚した女子または男子であって、現に婚姻をしていないもの
- * 配偶者の生死が長期にわたって明らかでない女子または男子
- * 配偶者から長期にわたって遺棄されている女子または男子
- * 配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子または男子
- * 婚姻によらないで母となった女子または父となった男子で現に婚姻をしていないもの

償還について

- ・原則として、金融機関の口座振替により、月賦、半年賦、年賦のいずれかで償還していただきます。
- ・有利子の場合は、据置期間中に償還完了されると無利子になります。繰上償還も可能です。
- ・借受人（母・父・寡婦）が償還することが困難になった場合は、連帯借受人（児童・子）または連帯保証人の方に償還していただきます。
- ・償還を怠ったときは、貸付金を一括返還していただくことになります。

神戸市こども家庭局家庭支援課

貸付の相談はお住まいの区・北須磨支所保健福祉課へ

連帯保証人について

連帯保証人の要件は、原則として以下のとおりです。

- ①神戸市内に在住している親族
- ②申請者と別生計を営み、安定した収入がある方
- ③申請時に60歳未満であり、償還完了時に70歳未満である方

審査にあたり、直接連帯保証人の方に確認の連絡をさせていただきます。上記の条件を満たす方がいない場合は、窓口でご相談ください。

申込みに必要な書類

1. 申請書

各窓口に所定の用紙があります。

2. ひとり親家庭、寡婦であることを証する書類

児童扶養手当証書、戸籍謄本、遺族年金証書等

3. 申請者、連帯保証人（連帯保証人を立てる場合）の住民票

発行から3カ月以内の家族全員のもので、本籍・続柄の記載のあるもの

4. 連帯保証人の所得を証する書類（連帯保証人を立てる場合）

所得証明書（課税証明書）、源泉徴収票等

5. 申請者のマイナンバーがわかる書類

マイナンバーカード、通知カード等
（マイナンバーカード以外の場合、本人確認書類として運転免許証等の証明書1点または公的書類2点が必要）

6. その他必要な書類

資金によって異なります。

（必要書類の例）

- | | |
|--------|---------------------|
| 就学支度資金 | ①合格通知書②学校案内、領収書等 |
| 修学資金 | ①在学証明書②学校案内、領収書等 |
| 転宅資金 | ①賃貸借契約書②運送代の領収書等 |
| 生活資金 | 食費や光熱水費、家賃等が確認できる書類 |
| 事業開始資金 | 事業計画書、見積書等 |

注意していただきたいこと

- ・貸付決定には、書類不備等がない場合で、約1カ月かかります。
- ・修学資金等の継続資金は、3カ月ずつの貸付となります（5・7・10・1月末の振込）。貸付継続のために、毎年度在学証明書等の書類を提出いただく必要があります。
- ・児童（子）のための資金については、児童（子）が連帯借受人となり、連帯して債務を負います。申請の際、保護者の方と一緒に児童（子）との面談を行います。

貸付・相談の窓口

お住まいの区の区役所・北須磨支所保健福祉課のこども福祉担当にご相談ください。

区役所	代表電話
東灘区役所	(078) 841-4131
灘区役所	(078) 843-7001
中央区役所	(078) 335-7511
兵庫区役所	(078) 511-2111
北区役所	(078) 593-1111
北神区役所	(078) 981-7005
長田区役所	(078) 579-2311
須磨区役所	(078) 731-4341
北須磨支所	(078) 793-1415
垂水区役所	(078) 708-5151
西区役所	(078) 940-9501

この貸付制度は、利用された方々からの償還金をもとに運用されています。

あなたの償還金が、貸付の利用を希望されているひとり親家庭や寡婦の方々の生活を支えていくこととなります。

計画どおりに償還されますよう、よろしくお祈りします。

災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により償還が困難になった場合は、支払猶予等が認められることがあります。

貸付決定後に必要な書類

1. 借用書

貸付決定時にお渡しします。各々自署・押印してください。

2. 印鑑登録証明書

連帯保証人を立てる場合は連帯保証人、連帯保証人を立てない場合は借受人のもの。発行から3カ月以内のものを借用書ごとに1枚必要です。

母子父子寡婦福祉資金一覧表

令和5年4月1日現在

種類	貸付対象・目的		貸付限度額	据置期間	償還期間	利率	備考
修学資金	児童 子	高校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校または専修学校に就学するために必要な資金（授業料、教科書代、施設設備費、通学費など） ※大学、大学院、短期大学、高等専門学校(4・5年)、専修学校(専門課程)については、以下の経費も対象とします。 ・課外活動費（部活動費、サークル活動費等） ・【自宅外通学のみ】食費、住居費、光熱水費等 ・保健衛生費（診療代、薬代等）	別表（1）のとおり	当該学校卒業後 6カ月間	20年以内 専修学校(一般課程)は 5年以内	無利子	原則として他の貸付を受けていないこと。 日本学生支援機構奨学金又は大学等修学支援法による授業料減免及び給付型奨学金等を受ける場合は、当貸付の限度額から、他の貸付又は給付等の額を差し引いた額を限度額とする。 申請は入学後から随時受付。入学月の翌々月末までに申請された場合は入学月分から貸付対象とする。3カ月分ずつの貸付。
		小学校、中学校、高校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校または修業施設への入学にかかる経費及び制服などの購入に必要な資金 ※大学、大学院、短期大学、専修学校(専門課程)については、受験料、被服費なども対象とします。	別表（2）のとおり	当該学校卒業後 6カ月間	20年以内 専修学校(一般課程)、 修業施設は5年以内	無利子	申請期間は入学決定(合格)から入学した月の月末まで。 大学等修学支援法による入学金の減免を受ける場合は、当貸付の限度額から減免額を差し引いた額を限度額とする。 小・中学校入学の場合は、所得税非課税または経済状況が生活保護世帯と同程度の場合のみ。
就学支度資金	児童 子	就職するために必要な知識、技能を修得するために必要な授業料、通学費などの資金	月額 68,000円以内	修業期間終了後 1年間	20年以内	無利子	貸付期間は5年以内。 原則として他の貸付を受けていないこと。
		高校卒業時に就職先が内定しており、業務上自動車免許の取得が必要な場合の免許取得のための資金	460,000円以内				就職内定を証する書類、学校長の証明及び経費を証する書類等の提出が必要。
修業資金	児童 子	就職するために必要な知識、技能を修得するために必要な授業料、通学費などの資金	月額 68,000円以内	技能習得期間終了後 1年間	20年以内	無利子 (児童のみ)	申請期間は就職決定(内定)から就職後1カ月以内。就職内定を証する書類が必要。
		高校卒業時に就職先が内定しており、業務上自動車免許の取得が必要な場合の免許取得のための資金	460,000円以内				就職先または内定先からの免許取得の必要性を証する書類等の提出が必要。
就職支度資金	児童 母・父 寡婦	就職するために直接必要な被服、靴など身の回り品を整えるための資金。就労形態や居住地により通常の交通機関が利用できない場合、自動車を購入するための資金	105,000円以内 (通勤用自動車購入340,000円以内)	貸付日から 1年間	6年以内	※	申請期間は5年以内。他の奨学金の支給や貸付を受けていないこと。特別な場合、一括貸付(1年分)可。
		就職先または内定先において業務上自動車の運転が必要な場合の免許取得のための資金	460,000円以内	技能習得期間終了後 1年間	20年以内		就職先または内定先からの免許取得の必要性を証する書類等の提出が必要。
技能習得資金	母・父 寡婦	就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な授業料、通学費などの資金	月額 68,000円以内	技能習得期間終了後 6カ月間	20年以内	※	貸付期間は5年以内。
		就職先または内定先において業務上自動車の運転が必要な場合の免許取得のための資金	460,000円以内				医療介護期間終了後 6カ月間
生活資金	母・父 寡婦	技能習得中の生活を維持するために必要な資金	月額 141,000円以内	技能習得期間終了後 6カ月間	20年以内	※	貸付期間は5年以内。
		医療介護中の生活を維持するために必要な資金	月額 108,000円以内 (生計中心者でない場合 70,000円以内)	医療介護期間終了後 6カ月間	5年以内		貸付期間は5年以内。
		失業中(離職した日の翌日から1年以内)で雇用保険などでは不足する生活費を補い、生活の安定を図るための資金		貸付期間満了後 6カ月間	5年以内		貸付期間は離職した日の翌日から1年以内。
母子家庭の母または父子家庭の父になって7年未満の者の生活安定のための資金(数カ月後に収入増が見込める場合に限る)	母・父	貸付期間満了後 6カ月間	8年以内	養育費の取得のための裁判費用を要する場合は、一括貸付(1年分)可。			
転宅資金	母・父 寡婦	住宅の賃貸借契約により転居する際に必要な敷金、前家賃、運送代などの資金	260,000円以内	貸付日から 6カ月間	3年以内	※	申請は転居前または転居後1カ月以内に新住所地で行うこと。
住宅資金	母・父 寡婦	現在居住し、かつ所有している住宅の補修、または購入のための資金	1,500,000円以内 (特別な場合2,000,000円以内)	貸付日から 6カ月間	6年以内 (特別な場合7年以内)	※	補修は構造部分(屋根、壁、柱等)が対象。 特別な場合とは、災害等により住宅が全壊した場合等で特に必要と認められる場合。
事業開始資金	母・父 寡婦	事業を開始するために必要な設備費、什器、機械の購入費などの資金	3,260,000円以内	貸付日から 1年間	7年以内	※	事業規模や内容により、または他の資金借受が可能であると判断されるとき等は認められない場合がある。 申請前に中小企業診断士等による経営相談を受ける必要あり。
事業継続資金	母・父 寡婦	現在営んでいる事業内容を向上させるための設備費などの資金	1,630,000円以内	貸付日から 6カ月間	7年以内	※	挙式披露宴、家具什器等の経費を証する書類が必要。
結婚資金	児童 子	扶養している児童または子の婚姻に際し必要な資金	310,000円以内	貸付日から 6カ月間	5年以内	※	原則として、ひとり親家庭等医療費助成等の福祉医療を受給している場合は対象外。
医療介護資金	母・父 児童 寡婦	医療または介護を受けるために必要な資金で、保険の自己負担金にあてる資金(医療または介護を受ける期間が1年以内と見込まれる場合に限る)	[医 療] 340,000円以内 (特別な場合480,000円以内) [介 護] 500,000円以内	医療または 介護期間終了後 6カ月間	5年以内	※	

別表(1) 修学資金貸付限度額表(月額) 単位:円

学校等種別		自宅通学	自宅外通学
高等学校	国公立	27,000	34,500
	私立	45,000	52,500
高等専門学校	国公立1~3年	31,500	33,750
	国公立4・5年	67,500	76,500
	私立1~3年	48,000	52,500
	私立4・5年	98,500	115,000
専修学校(専門課程)	国公立	67,500	78,000
	私立	89,000	126,500
短期大学	国公立	67,500	96,500
	私立	93,500	131,000
大学	国公立	71,000	108,500
	私立	108,500	146,000
大学院	修士課程	132,000	
	博士課程	183,000	
専修学校(一般課程)		55,500	

※貸付期間は、各学校等の最短修学年限とします。
(休学や留年等により延長されることはありません。)
※申請時の学年の限度額を卒業まで貸し付けます。
※貸付継続には、毎年4月初めに新学年の在学証明書を提出していただく必要があります。
(休学、退学の場合は貸付停止となります。)

別表(2) 就学支度資金貸付限度額表 単位:円

学校等種別		自宅通学	自宅外通学
小学校		64,300	
中学校		81,000	
高等学校	国公立	150,000	160,000
	私立	410,000	420,000
専修学校(高等課程)	国公立	410,000	420,000
	私立	580,000	590,000
大学 短期大学 高等専門学校 専修学校(専門課程)	国公立	380,000	
	私立	590,000	
大学院(修士課程・博士課程)		590,000	
専修学校(一般課程)		150,000	160,000
修業施設	※	272,000	282,000

※母子及び父子並びに寡婦福祉施行令第3条9号に規定する施設(学校教育法に定める各種学校等)に限ります。



※連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は、年1.0%の有利子となります。